

タブレットの破損を補償する各種保険制度のご案内

生徒が学校貸与のタブレットを壊してしまった場合、保護者に賠償責任が生じます（経年劣化や天災などによる故障・破損を除く）。過失による破損の賠償責任を補償するものとして、以下のような保険制度があります。

◆全国高等学校 PTA 連合会賠償責任補償制度

学校単位で既に参加しています

- 他の生徒に貸与されたタブレットを破損した場合に補償の対象となります。
- 自分が借りているタブレットを破損した場合は補償の対象外となります。
- 補償の対象となった場合でも、最低で免責分（5,000 円）の負担は必要です。

◆石川県高等学校 PTA 連合会『高校生総合保障制度』

各ご家庭で検討の上、必要に応じて参加してください（参加は任意です）

- 自分が借りているタブレットを破損した場合も補償の対象となります。
- 盗難や紛失は補償の対象外となります。
- 予備入学時に申込書類やパンフレット一式を配付しています。途中参加もできます。
- プランによって掛金※は異なりますが、すべてのプランに学校貸与端末の補償が付帯しています。（※2023 年度は 3 年分一括払いで 10,000 円～55,000 円）
- 詳しくは取扱代理店にお問い合わせください。

TEL：076-223-5678 （株）ライフブレイン

◆そのほか

各ご家庭で参加中の火災保険（家財保険）や自動車保険、クレジットカード会社の保険などに、モバイル端末に対する補償を特約として付帯できる場合があります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。